

②⑦ 遺言之事

寛政3年(1791)8月25日

自らの「死」に臨み、遺言を残すことは今も昔も変わりありません。この史料は甘楽郡下仁田町の名主家^{なぬしけ}に伝わった江戸時代の遺言状です。この遺言状の特徴は、相続者に対して、全ての財産を譲る代わりに、一族の年忌供養を怠らないよう遺言している点にあります。当時の人々にとって、子孫が供養してくれることで得られる死後の世界の安穩が何よりも重要であったことが窺える大変興味深い史料です。

神戸金貴家文書 P8213 No.1625

(甘楽郡下仁田町本宿)

遺言状

一 承家屋敷并 細徳屋敷

一 承家屋敷并 細徳屋敷

一 承家屋敷并 細徳屋敷

一 承家屋敷并 細徳屋敷

一 承家屋敷并 細徳屋敷

一 承家屋敷并 細徳屋敷

寛政三年 八月廿九日 金貴

遺言状

遺言状

【27】 遺言之事

〔釈文〕

遺言之事

一我等家屋敷^并畑諸道具等迄
不^レ残其元へ相譲申候、然上者、
我等死後年季供養之義ハ
不^レ及^レ申、お糸年季弔之義も
同様ニ無^ニ懈怠^一相勤可^レ被^レ申候、
頼入候、已上

寛政三年
亥八月廿五日

金右衛門印

主馬吉殿

〔読み下し文〕

遺言の事

一我等家屋敷並びに畑諸道具等迄
残らず其元へ相譲り申し候、然る上は、
我等死後年季供養の義は
申すに及ばず、お糸年季弔いの義も
同様に懈怠^{けたい}無く相勤め申さるべく候、
頼入り候、已上

寛政三年
亥八月廿五日

金右衛門印

主馬吉殿